

和歌山工業高等専門学校図書館公開実施要項

制 定 平成12年6月22日

最近改正 令和 7年9月24日

(趣旨)

第1条 この要項は、和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）図書館利用規則第2条に基づき、図書館の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用対象者)

第2条 この要項に基づき図書館を利用できる者は、図書館の利用を申し出た一般の利用者（以下「一般利用者」という。）とする。

(利用範囲)

第3条 利用の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 図書館所蔵の図書・雑誌等の閲覧
- 二 図書館所蔵の図書・雑誌等の館外貸出
- 三 図書館所蔵の図書・雑誌等の文献複写

2 図書・雑誌等の文献複写については、本校図書館文献複写規則の定めるところにより、有償で行うものとする。

(利用手続)

第4条 利用の手続きは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 図書館を利用しようとする一般利用者は、所定の図書館利用申込書（様式第1号。以下「利用申込書」という。）を提出し、図書館利用証（様式第2号。以下「利用証」という。）の交付を受けなければならない。

ただし、閲覧利用する場合は、住所、氏名のみを記入するものとする。図書等の貸出を受ける場合は、身元を証明する書類を提示するものとする。

- 二 利用証の交付を受けた一般利用者に係る利用の有効期限は、一会計年度とする。有効期限を超えて図書館を利用しようとする者は、再度利用手続をしなければならない。
- 三 利用申込書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに届け出るものとする。
- 四 利用証を紛失し、又は破損した場合には、速やかにその旨を届け出て、再交付を受けなければならない。
- 五 一般利用者の資格を失ったときは、速やかに利用証を返付しなければならない。

(利用時間)

第5条 一般利用者が、図書館を利用することができる時間は、図書館の開館時間内とする。

(貸出手続)

第6条 一般利用者は、図書等の館外貸出を受けるときは、第4条第一号で交付された利用証を提示しなければならない。

(貸出)

第7条 貸出冊数は、3冊以内とし、貸出期間は、2週間以内とする。

(貸出制限)

第8条 次の各号に掲げる図書等は、館外貸出を認めない。

- 一 貴重図書及び特殊図書
- 二 辞書、事典及びハンドブック等の参考図書
- 三 雑誌等の最新号
- 四 その他特に指定した資料

(弁償責任)

第9条 利用中の図書等を紛失又は著しく汚損したとき、施設・設備若しくは備品に損害を与えたときは、図書館長の指示に従い、速やかに弁償しなければならない。

(遵守事項)

第10条 一般利用者は、この要項に定めるもののほか、係員の指示する事項を遵守しなければならない。

(利用中止等)

第11条 図書館長は、この要項に違反した一般利用者に対して、直ちに利用を中止させ又は退館を命じることができる。

(雑則)

第12条 その他利用に関する細部については、本校図書館利用案内に掲載する。

附 則

この規則は、平成12年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年9月24日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

様式第1号（第4条関係）

図書館利用申込書

(新規 ・ 更新)

元号 年 月 日

和歌山工業高等専門学校長 殿

貴校図書館の利用を申し込みます。

なお、利用に際しては、貴校の図書館公開実施要項等を遵守します。

住　所	(〒　　　)	フリガナ 氏　名 (生年月日)	年　月　日生
勤　務　先 又は 学　校　名		自　宅　電　話	(　　　)
※ 保護者欄は、中学生以下の方だけ記入してください。			
保　護　者　名		連　絡　先	
利用目的	１．学習のため ２．調査・研究のため ３．一般教養のため ４．その他（ ）		

(注) 1. 図書等の貸出を受ける場合は、太線枠内に所要事項を記入し、身元を証明する書類を提示してください。

2. 閲覧利用する場合は、住所、氏名のみを記入してください。

許可番号	(本校記入欄)		
身元確認	1. 身分証明書 4. 健康保険証 5. その他 ()	2. 学生証	3. 運転免許証
利用証番号		交付年月日	元号 年 月 日

様式第2号（第4条関係）

（表面）

No. _____
和歌山工業高等専門学校 図書館利用証
氏 名 _____
交付日 _____
有効期限 _____
バーコード 添付箇所

（裏面）

【開館時間】 月曜日～金曜日 9：00～21：00（通常） 土曜日 10：00～16：00（通常） ただし、学生の長期休業期間中は変更します。 図書館利用案内をご覧ください。
【注意事項】 1. 図書館を利用するときは、この利用証を持参してください。 2. この利用証は、本人以外利用できません。 3. 利用証を紛失したときは、速やかに届け出てください。 4. 利用資格を失ったときは、速やかに返却してください。 5. 折り曲げたりしないで、大切に扱ってください。
和歌山工業高等専門学校 図書館 〒644 - 0023 御坊市名田町野島 77 TEL：0738 - 29 - 8217